

県土整備部DX推進に係る検討・助言業務

企画提案競技実施要領

1 目的

県土整備部DX推進に係る検討・助言業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

県土整備部DX推進に係る検討・助言業務仕様書による。

3 契約上限額

5,940,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業務で、種目が「T-01：電算処理（システム開発含む）」または「T-03：その他」である者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 上記(1)に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次のとおり資格を得るための申請を行うこと。

ア 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館1階）
電話：0985-26-7208

イ 申込書類の受付期間

令和7年10月30日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）とする。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示する。

なお、現行システムの概要については、参加申込書を確認後に個別送付する。

7 スケジュール

(1) 公告	令和7年10月27日(月)
(2) 企画提案競技参加申込書の提出締切	令和7年10月31日(金) 午後5時
(3) 質問等の締切	令和7年11月 5日(水) 午後5時
(4) 企画提案書の提出締切	令和7年11月12日(水) 午後5時
(5) 審査結果の通知	令和7年11月18日(火) 予定

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年10月31日(金) 午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書(原本1部、写し5部)

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判(一部A3判を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。
- ・20ページ以内にまとめること。

イ 見積書(原本1部、写し5部)

- ・業務仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、様式は任意とする。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書(1部)

- ・別紙2により提出すること

エ 会社概要に関する資料(既存資料で可)(1部)

オ その他必要となる資料

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和7年11月12日(水) 午後5時(必着)

⑤ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

⑥ 留意事項

- ・提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- ・提出された企画提案書及び見積書は、提出後、内容を変更できない。

(3) 質問等

企画提案競技及び業務仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年11月5日（水）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 審査項目

別紙「審査基準表」のとおり。

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

令和7年11月18日（火）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、随意契約を行う。

(2) 受託候補者と契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県県土整備部技術企画課技術調整担当 (担当 飯田)
- (3) 連絡先
 - 電話番号 0985-26-7178
 - ファックス番号 0985-26-7313
 - メールアドレス gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp